

(日本専門医機構ホームページ一部抜粋)

専門研修制度における地域枠医師の取扱いと専門医の認定について

日本専門医機構は専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行う中立的な第三者機関として設立され、医師法においては、当機構を含む関係団体は医療提供体制の確保と影響に配慮した医師の研修を行うよう努めることが規定されております。

各都道府県が重要課題として取り組む医師の偏在是正対策の一つに地域枠制度がございますが、従事要件等が履行されないまま地域枠を離脱される行為が問題視され、国の医道審議会や都道府県の地域医療対策協議会で議論されてまいりました。

この議論に基づく厚生労働大臣の意見・要請を踏まえ、2021年度の専門研修プログラムへ応募ならびに登録された地域枠の専攻医が、都道府県との同意がなく従事要件から離脱していることが確認された場合、当機構の方針として、以下のように対応することとしておりますのでご注意ください。

- ・当機構から当該医師に対して、不同意離脱であることが確認された旨の連絡をする。
- ・当機構から採用(予定)基幹施設のプログラム統括責任者に対して、地域枠の従事要件の履行に向けたローテーション変更等の配慮に努めるよう要請する。
- ・都道府県と同意されないまま、当該医師が地域枠として課せられた従事要件を履行せず専門研修を修了した場合、原則、専門医機構は当該医師を専門医として不認定とする。

当機構としては、専攻医の方の不利にならないようできるだけの支援をしてまいりたいと考えておりますので、地域枠に該当する専攻医、並びに統括責任者の方は上記の点十分ご留意の上、採用決定をお願い致します。